

平成 20 年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成 20 年 3 月 7 日

東伊豆町議会

特別会計予算審査委員会（第1日目）記録

平成20年3月7日（金）午後1時52分

開会

出席委員（5名）

1番	内山 慎一 君	5番	藤井・明 君
7番	西村 弘佐 君	8番	鈴木 勉 君
10番	山本 鉄太郎 君		

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（6名）

企画調整課長	鈴木 忠一 君	企画調整課 管財係長	鈴木 孝 君
企画調整課 地域振興係長	石井 尚徳 君	水道課長	内山 厚 君
水道課技監	石井 力松 君	水道課 業務係長	向井 青一 君

議会事務局

書記 村上 則 将 君

開会 午後 1時52分

○臨時委員長（西村弘佐君） では、ただいまより特別会計予算審査特別委員会を行います。年長の栄を持ちまして、私が臨時委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名で、委員長定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長並びに副委員長の選挙ですが、先日の委員会での指名により委員長に私、西村弘佐、副委員長に内山慎一さんが就任することということで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

本日はご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。

ただいま、委員長に就任せよとのご指示でございますので、ふつつかではございますが努力いたしますのでよろしくお願いいたします。

特に、私はこの特別会計のほうはなかなかプロに達しておりませんので、皆様のご理解でこの委員会をまとめたいと思いますので、その点を強くお願いいたします。ごあいさつにさせていただきます。

続きまして、副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（内山慎一君） 今、委員長さんのほうからご指名あったものですから、新参者でまだ何もわかりません。たまたまきょうの特別委員会に関係のものの委員会等に所属しているもので若干知識はありますけれども、ご意見のほう言わせていただきます。

○委員長（西村弘佐君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時56分

○委員長（西村弘佐君） では、休憩を閉じ再開いたします。

ただいま申し上げましたとおり、日程少し変わりますが、まず、稲取財産区特別会計から入らせていただきます。

本委員会に付託されました議案第 31号 平成20年度東伊豆町 稲取財産区特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑 に入ります。いかがでしょうか。

○10番（山本鉄太郎君） 財産区は、一応、309ページ、22節、補償保険及び賠償金の関係で、天草用地使用補償料 120万円が観光協会のほうから入ると思うのですが、一応、トンネル形式で最初のうちに要するに漁協のほうへという形のものがある、今、そのようになされて何年たちますか。まず、そのところ答弁してください。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 稲取旅館組合の貸付料につきましては、一番最初の契約が平成15年11月1日ですから、4年経過しています。平成18年も11月1日に契約更新しまして、3年契約更新ですので、21年、あと約2年近くあります。

以上です。

○10番（山本鉄太郎君） もう5年ぐらい経過していれば、町の取り分というのがあろうかと私は思うんです。財政逼迫している中、漁協もどうも合併らしいという形のを30%か40%、町の取り分はあろうかと思うんですけれども、その辺の考えは各委員さんたちにはなかったですか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 財産区の委員会の中でもこの120万円について、高いという話が当然出ました。

ほかの土地貸付料につきましては、町に20%、財産区に80%ですけど、これについては全額財産区に入りまして、80と20です。財産区は80で町が20です。これにつきましては、そのまま全部漁協のほうに徐々にということでありまして、財産区の中で漁協の合併問題等についても当然話は出ました。とりあえず、ことしの3月にする予定だったんですけれども、事情がありまして、1年延びるということにもなりますし、それ以降についても、聞きましたところ、3年間は独立採算性といえますか、各漁協単位で運営する格好になっているものが 漁協のほうからは、も

う少し待ってくれという話がございます。ただ、値下げ等については、話し合った時点で応じるというふうな話はもちろん聞いております。

○10番（山本鉄太郎君） 今、課長からの話で、そういうふうな話も出てるんだなということがわかりましたけれども、もしそういうようなあれがありましたら、漁協のほうも合併をしても独立採算制みたいな形で当分はやるんだよという形であれば、旅館組合のほうも大変でしょうから、100万ぐらいでいいところで落ちつけたらと、私は一町民として思いますけれども、その辺は今度の財産区委員会の際に、またこういう話もありましたという形で言っていただけたらばいいと思います。

○委員長（西村弘佐君） 課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 旅館組合のほうに話をしまして、要望書なりを上げていただいて、上のほうでも話をしたいと思います。

（「よろしく願います」という声あり）

○委員長（西村弘佐君） ほかにございませんか。

（「その辺で、財産区の場合はないですよ。最少最低予算ですよね。」という声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 31号 平成 20年度東伊豆町 稲取財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望、意見がありましたら委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を書きたいと思っております。要望事項や希望、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) なしと認めます。

では、これをもって、議案第 31号を終了いたします。

次に、風力発電事業特別会計について。本委員会に付託されました議案第 32号
平成20年度東伊豆町 風力発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

○10番(山本鉄太郎君) 315ページの諸収入の売電収入。200万円減額になってい
ますけれども、これについての計算式を教えてください。

○企画調整課長(鈴木忠一君) まず最初に、去年度予算、5,100万円。これにつ
きましては、平成11年10月から平成12年の9月までに風車建てる前に風況調査をや
っております。風況調査の結果によりますと、大体、年間6,000万円ぐらい入るの
ではないかという見込みがありました。それに安全率85%掛けまして、5,100万円と
いうことで、このままずっと計上してきたんですけれども、この4,900万円につ
いては過去3年、平成16年、平成17年、平成18年の3年間の実績の平均額を今回計上
したということで、金額を申しますと平成16年が4,828万2,504円、17年が4,840万
1,807円、18年が5,191万8,639円の3分の1ということで、すいませんけれども、
200万円落として、4,900万円を計上させていただきました。

○10番(山本鉄太郎君) 無難な計上の仕方であって、200万円の減額という形で
歳出のほうと折り合いが大丈夫だったですか。

風力発電事業というのは、予算をつくる上で、歳入がこれがもとで予算ができる
んじゃないかと思うんです。大丈夫でしたか。

○企画調整課長(鈴木忠一君) 基金積立金がございます。これが若干、その関係で
減っております。それで調節しています。

(「了解」という声あり)

○委員長(西村弘佐君) ほかにございませんか。

○5番(藤井・明君) 本年度の場合ですと、補正でこの前1,170万円の減があった
かというふうに聞きますので、果たして本年度予算200万だけの減額で大丈夫かと
いう感じがするので、また再び1,200万円近い減額が補正で上げてくるということ

になりますと、年中またか、という感じで、しかもその埋め合わせは基金の繰り入れがないんだと、いつも来るんじゃないかと思うのですが、基金に繰り入れてないと、撤去費用とか、大きな事故あった場合とか考えると町の一般会計からも持ち出しになるような形になりかねないので、この辺は少し見込みが、基金の繰入金といえますか、その辺等々も十分に考慮していただいて、場合によっては、前年度も落雷とかあるいはブレード破損とかいうふうなことがあったと伺いますので、そういうこともまたあるのではないかということも勘案して、組み立てられた方が実際上は堅実な予算になるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（西村弘佐君） 課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 藤井議員のおっしゃるとおりなんですけれども、昨年は落雷あるいはブレードの交換等が行われまして、3,800万円から900万円、極端に落ちておりますけれども、先ほど数字言いましたように過去16年実績、17年、18年と数字見ますと大体5,000万円ぐらいでおさまっております。風力は風任せということもございますし、その辺の数字で補正予算で修正しますが、たまたま疑問なことございましたら何らかの形で減額しないとならないかもなりませんし、その際には当然基金から繰り入れる格好になると思います。ちなみに基金に関しましては、風車撤去のときの費用、3基で5,000万円必要になるんですけれども、それプラス風車修理のために積立ててございますけど、今年度末では7500万円ぐらい一応基金たまっております。そういう格好で基金を見ながらやっていきたいと思っております。

○委員長（西村弘佐君） よろしゅうございますか。

○5番（藤井・明君） 同じく収入と支出のバランスの関係で言いますと、どうしても自分たちも現物を見に行きますと、5年目ですか、赤い鉄さびなんか見えたりして、あれ、あと十何年大丈夫かみたいな気がするんですけど。建った以上は、町の財産である以上は大いに発電もし、売電もしてほしいんですけども、この先の見通しを見ますと、幾つかの事例見ますと、どうしても5年過ぎからかなりメンテナンスにお金かかってくるんじゃないか。今までも三菱さんから来てもらうのもかなり遠くからだったり、高かったり苦戦中のようで、その辺も少し売電修理以外にも経費に係る要素が来てるんじゃないかという気がするんですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 冊子の中に、発電施設の保守委託料のところがあり

ますが、月次点検あるいは半年点検、年次点検等がございまして、これ以外に3年目、5年目、10年目の節目の年には大規模点検ということで大がかりな点検をします。そのために当然、委託料の金額も増えてきます。これを見ながら収支計画もつくってございます。それで、修繕を頼む業者につきましては三菱重工なんですけれども、その下請といいますか、まずは関電工さんが簡単な、軽微な修理には来てくれます。当然この収支計画にのった以上はしておりますので、そのほうも続けていくようにしていきます。

○委員長（西村弘佐君） ほかにはございませんか。

（「歳入だけですか」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 歳入だけです。

これより質疑に入ります。歳入につきまして、いかがでございましょうか。

（「なし」という声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。これをもって歳入全部の質疑を終結いたします。

次に質疑の対象を歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○10番（山本鉄太郎君） 先ほど、課長のほうから説明があった基金の積み立て、現在最終で7,000万円ちょっとあるという形で、3基を解体すると いう今現在の5,000万円ぐらいの見積もりだと思うんです。だから、あと十何年後に 5,000万円で足りるかなという話も出てくると思うんです。僕は基金のほうは最低でも1億円は持っているもらいたいなという腹づもりがあるんですけども、その辺当局のほうはどういうふうなお考えですか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 3基で5,000万円という数字は、伊東のゴルフ場に前ありました、日立の、あれが1基で 1,700万円ぐらいということで、大体その見積もりでございまして、当然 5,000万円という数字も信憑性変わってくると思います。ということがありますもので、できるだけ基金も積み立てて1億以上積み立てていきたいと考えます。

○10番（山本鉄太郎君） 基金はもう少し行けば、1億以上なると思うけれども、なったらなつたで、今度は環推教のほうにこの基金は利用できるんじゃないか。その辺はどういうふうになっているのか。基金の使い道は、解体とか、風力だけに限

らず環推教のほうに充ててもよろしいというような条文をつくったような記憶があるんですけども、その辺をちょっと。

○企画調整課長（鈴木忠一君） もう1回、基金のことを申しますと、一応、年平均の収益が1,700万円ぐらいあるとしますと、20年間で3億5,000万円ぐらいいくと見込んでいます。

基金の用途なんですけれども、撤去のときの費用、修繕料のほかに環境政策に対して繰り出しできるということでもまずは一般会計のほうに太陽光の発電の設置費用等に、毎年繰り出しております。これも20年度も同様に導入しております。

○10番（山本鉄太郎君） そうというような環境整備に使えるよという形であっても、何が起こるかかわからない世の中ですから、できる限り7,000万だったら5,000万を基準として、1億以上だったら1億を基準として繰出金を充ててもらえればいいけれども、なかなか難しいところもあろうかと思うんですけども、当局のほうではどういうお考えでいますか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 太陽光の発電に関しましては、本当は19年度で終了する3年間で終わる予定だったんですけど、結構、好評ですので少し続けたいと思います。風力発電の経営状況見ながら対繰り出しを考えていきたいと思います。

○委員長（西村弘佐君） ほかに。

○5番（藤井・明君） 私も考えていたんですが、環境政策に対しての補助といいますが、太陽光発電に対しての補助が少しあるということなんですが、それ以外のやはりこの町であいうふうな風に風車を持って、環境の町だという形でアピールしていく場合、そういうこと以外で、環境のためにこれだけ力入れているんだということアピールすることが逆に今現在はそのこと自体が価値を持つような時代になっていますので、そのこと自体が誘客とかそういったものに結びついてくるという関係になってくるかと思うんで、もう少し例えば環境的にごみを減らすであるとか、ごみ袋を有料化してとかという、この前鈴木委員も質問されていたようなことを、もっと町全体として取り組めるような形の、アピールをしたり、パンフレットをつくったり、啓蒙したりということに費用を用いると環境政策としてもっと実効性を持ったことになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 風力発電の予算の中では、特に環境政策に対する支出はないんですけども、風力発電の予算の中から一般会計に繰り出しまして、一般

会計の歳出の中で環境教育に関するものに充当させていただき格好にしておりまして、ことしの予算ですと 220 万円一般会計に繰り出します。その 220 万円に対しましては、一般会計のほうでは地球温暖化対策費ということで、先ほど申しました太陽光発電の補助、これが 200 万ですか、そのほかにアースキッズ事業、これは小学校 5 年生を対象に環境家計簿をつけてもらうっていう事業なんですけれども、この負担金等、一応、風力発電の収益からの内容です。

○1 番（内山慎一君） 風力についてのものは、先ほど山本委員も言ったように、これから何が起るかわからないから、ましてや老朽化して修繕費や何かかかってくる可能性あるからできるだけ使わないように、一般会計に繰り入するという事は、できれば私は差し控えたほうがいいのかなとそんなふうに感じますけれども。

○企画調整課長（鈴木忠一君） その辺が難しいところなんですけれども、環境教育のほうにも使いたいという、当然基金の条例にもございますので、環境教育に使いたいという考えがございます。今年度予算ですと基金から 250 万円繰り入れてます。このうち環境教育ということで一般会計のほうに 220 万円繰り出してますもので、その兼ね合いをはかりながら一生懸命考えてまいります。

○1 番（内山慎一君） 私は逆にはかりながらではなくて、節目節目に 1,950 万というお金がもっと多額になるということがあるわけだから、できるだけ使わないようにやっついていかないと、風力自身が赤字になって、今度は逆に一般会計から繰り入れるというような形のものは見苦しい。

やはり、風力の中で健全な格好でやっていくことを考えて、一般会計から持ち出しにくいというのは、逆に、考えるような算段をしていくことが、果たしてどうかと思います。

だから、環境政策については、風力のある町で環境政策をやることについては、一般会計から十分やればいいんであって、ここの部分は基金としてしっかり積んでいく、そうしていかないと必ず破綻が来ますよ。そういうことでぜひまた当局側としてお願いします。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 風力の収益を優先して、余裕があれば繰り入れたいと思います。

○委員長（西村弘佐君） ほかに。

○8 番（鈴木 勉君） 風力発電の下にホワイトのトイレができたんですけども、あれ

の管理費なんていうのは。

(「ちょっといいですか。あれは観光課ですもので、内容わかりません」の声あり)

○5番(藤井・明君) 要望としてなんですが、今、内山委員おっしゃられるの、そのとおりなんですけれども、また課長の答えで売電収入なり、一般会計に入れるとということよりもとにかく将来に備えるのが必要ではないかというところなんです、この前、本を見て、「不都合な真実」、ゴアさんがつくった映画、あの中で見ますと環境政策といいますか、地球ものつびきならない状態まで来てるなという気もしますし、これについては、子供さん対象に、こういった教育なさるんだってなんです、大人全体も含めてこの町の全体の町民に対してそういう危機意識を持っていただいて、風車もちろん1つですけれども、ワンオブゼムであって、それがすべてという形ではなくて、子供も大人もではなくて、それから派生したいろいろな節電もあるでしょう。今、町で油のPLFに取り組んでおられるのももっと力入れていただくとかいうふうな意識を高める活動にもぜひ、意を用いてほしいというのが、私の要望です。

○委員長(西村弘佐君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) では、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これをもって議案第 32号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 討論なしと認めます。これを もって討論を終結いたします。

これより議案第 32号 平成20年度東伊豆町 風力発電事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意

見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を記したいと思
います。要望事項や希望、意見はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○委員長(西村弘佐君) なしと認めます。

ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○委員長(西村弘佐君) 休憩を閉じ、再開いたします。

では、水道事業会計に入ります。

本委員会に付託されました議案第 33号 平成20年度東伊豆町 水道事業会計予算に
ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の対象を収益的収入及び支出、並びに資本的収入
及び支出の全般といたします。質疑ありませんか。

○10番(山本鉄太郎君) 4ページの雑収益ですが、60万もの雑収益というのは一
体これは何があるのでしょうか。前年度は旧館が売買できて、大分補正をしたとい
う報告は受けましたけれども、20年度はどういうものがどういうふうにしてあるの
ですか。

○水道課長(内山 厚君) これは伊豆急行栄分譲地、これの電気料金、要するに3
号井戸のところから、うちのほうで立てかえているものですから、その電気使用料
が主なんですけれども、そのほかに浄水場の職員の駐車場のお金ということで1人
1,000円。月、5人いますから5,000円、という形になっておりますけれども。です
から先ほど言った電気料金が入ってくるもので少しあれになっておりますけれども。

○10番(山本鉄太郎君) 稲取地区に古い管が入っているところがあるということ
を去年も聞いているんですけれども、確か350メートルか600メートルかな、その辺、
予算書あれではないけれども、どうなんですか。ありますか。稲取地区。

○委員長(西村弘佐君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時41分

- 委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。
- 10番（山本鉄太郎君） 今度、建設改良工事 があるかと思うけれども、みんな簡易水道は大川を予定していると、予算説明で上がっていたですけれども。それから給排水のこっちは湯ヶ岡赤川線、要するに固定資産の購入というのは水道費という形、それから工事関係調査費として、唐沢とあるんですが、唐沢はどの辺をどういうふうに調査をやるんですか。
- 水道課長（内山 厚君） 唐沢につきましては、旧日軽分譲地、これ簡易水道と統合した関係で大分古くなってきています。一応、そういう形の中で、減圧弁等の関係の取りかえということもありますので、それに対して3号井、前の供給と違って今度3号井からなもので、先ほどお話ししたグラウンドの上にある井戸水源、それから供給して唐沢一帯を、その中間に日軽があるわけですけれども、水圧が大分あるものですから、その辺の関係で減圧弁と調整池、あるんですけれども、余り暴れないような管径の計算をしていただいて、設計をしていただいて、そういう関係の委託料です。
- 10番（山本鉄太郎君） あそこはね、相当の落差があるから、よっぽどの減圧をしなければ難しいのではないか。これは高くなるよ。
- 水道課長（内山 厚君） ですから、要するに減圧弁がゼロにしちゃうわけにいかないものですから、簡単に言えば 10キロのものだったら5キロ、出を3キロにするとか。ということで、また、下に調整池がありますから、調整池ということは余るとそこからはまたゼロの高さでもって行くということなので、その水圧の減圧をさせる調整をさせるということと、また、ガツンガツンというウォーターハンマーが起きないように逃がさなきゃならないもので、それらの安全弁を設けていかないと、とめるのは簡単にしても、まだ圧があるもので、そのときに安全弁で4キロまでいったならば水が逃げて圧が4キロ以内におさまるといような形の装置をつ けなきゃならない。それをどこの位置につければいいのかとか、そういう設計をお願いし

ようと考えております。

○10番（山本鉄太郎君） いろいろ工事着工しますか。調査費が 20年度出てますよね。調査をして、そこをやらなきゃという形であるから、この調査を入れたんでしょう。そしたら、その工事にかかるのは来年ですか、再来年ですか。

○水道課長（内山 厚君） 20年度の予算ですもので、なるべく早目に着工したいと、要するに、設計委託をして、なおかつ工事のほうも、設計ができれば早期の対応したいと考えております。

○10番（山本鉄太郎君） 要するに、断水なんていうのが前あったけれど、そういうことがないよう取り計らいお願いいたします。

○5番（藤井・明君） 浄水場の関係では、前、百山荘の跡のあたりを予定していたと聞いていたんですが、それがだめになった理由とといいますか、今、百山荘跡地は使うというふうには考えてないわけですね。

○水道課長（内山 厚君） 今般の8番議員の御質問の中にありまして、町長が答弁をしたと思いますけれども、百山荘につきましては、平成 17年のときに購入いたしました、一応、工事拡張というのが平成7年に事業認可おり まして、もうすでに事業が動き始めて、用地とか稲取系の調整池とかでき上がって供用を開始しているのですから、その事業計画というのは、現行の品田浄水場の高さと言ったらおかしいんですけども、それらを基本としております。購入したところが、いろんな用地を当たったのが現実なんです。けどなかなか用地というのも複数の方がおられるんでなかなか買収できる状況にないということで最終的に一地権者ということの中で百山荘を購入したんですけども、いざ建設という事業計画を立てる上では、やはり事業が動き始めているということからいきま すと今度は施設の改修、要するに動力費が、高さが低くなるわけですから、逆に送るのは、現況では品田浄水場が自然で入る状態になっているんですけども、それが今度は動力も置いてやんなきゃならないということになると、取水を送るのはまた電気だから、また稲取のバックアップ、熱川系に送る。それも自然じゃなくて、動力費とかそういう費用対効果考えた場合に、別に新しい候補地という所が見つかれば売却をしたい。こういうことでこの前、町長のほうは答弁していたかということですよ。

○5番（藤井・明君） 新たなところの目鼻とといいますか、当 てもといいますか、それを少し予算措置するくらいまで、ありましたらお聞かせください。

○委員長（西村弘佐君） 課長。

○水道課長（内山 厚君） 平成 20 年度に予算化はしてありません。一応、3 月の第 1 回の定例会で説明させて頂きました。先ほど言ったようにほかの適地があれば購入したいということです。その候補地というものはうちのほうでも、ある程度、ただし、地権者がおられるもので、ここでご説明するのはあれなんですけれども、うちとしてはこれにかわる候補地は机上論ですけれども、今後については相手と交渉させてもらいたい、とこう 考えております。

○5 番（藤井 ・ 明君） 百山荘より下ではあり得ないということですよ。

○水道課長（内山 厚君） そういうことです。

（「了解です」の声あり）

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 9 分

再開 午後 2 時 5 5 分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○10 番（山本鉄太郎君） 浄水場施設関係工事費として、 2,000 万円とってありますけれども、前年より約 1,000 万円下がっているのは、これは何か目的があるんですか。

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 5 分

再開 午後 2 時 5 7 分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○水道課技監（石井力松君） 去年より金額が少ないという話なんですけれども、建設工事請負費がことし、導水管の関係の工事が、川から水をくむ工事をしましたも

ので、その金額がかなり張っていると思います。来年はそういう大きな工事はないものですから、工事費自体が 1,000 万円少なくなっております。

○10番（山本鉄太郎君） 浄水場施設関係工事費だから、どう いうふうなところを工事請負費として計上したんですか。

○水道課長（内山 厚君） この浄水場の関係につきましては、原水及び浄水なので白田取水場の用水ポンプ関係の導水管があるわけですが、その改修工事と、もう一つフロキュレーター、フロキュレーターというのは、浄水場にありまして薬品を注入しているんですけれども、薬品を注入してかき回さなければフロップ、濁りが固まって落ちてかないわけです。そのために薬品を注入しているんです。それをかき回す、それがフロキュレーターで全体で8池あるんですけれども、現況でことし1池修理させていただいたんですけれども8池のうち4池故障していたもので、まだ3池故障しているんですけれども、回らないという状況です。それを1池でもやっていかないとフロップ、つまり固まりが沈殿できないという状況なので、それらの改修するために1池だけ、最低限の修理ということです。そういう形の中で取水場のほうについても用水ポンプの関係、真空ポンプの関係で調子が悪いものから、それらが手動で下行って、上に自動で上がらないということがあります。下行ったたり上ったたりしてるものですから、3台取水ポンプあるんですけれども、通常は2台ぐらいでするんですけれども、それらが通常どおり自動で取水できるようなそういう形の装置といたらおかしいんですけれども、そういう改修をしたいと、これは浄水場がどうあれど取水分はある程度変わらないものですから、その関係はやっても先行的にはいいんじゃないかとかこういう考えで計上させていただきました。

○10番（山本鉄太郎君） そうすると、壊れているのは毎年毎年ある。そのものの自体の耐用年数というのはどのくらいなんですか。

○水道課長（内山 厚君） 一応、コンクリートの躯体といたら 60年の耐用年数という形ですけれども、もうすでに 40年近くなりますもので。今度は機械的なものによって、電気系統なんていうのは 15年の場合もあれば、ポンプの場合は 25年あるんですけれども、なかなか厳しい面があって、修繕はやらざる得ないということで、それも新しい事業計画をにらんだ中でやらざる得ないものはやっていくという、本体のところについては最低限の修理で賄えるものは賄うと、こういうことであるべく新しい事業計画がある程度歩き始めつつあるのでそれに向かっては余り多大な投資

というのは疑問符で、そういうことです。その辺で対応するべきものは対応して安定供給を図ると、こういう考えで対応させていただいております。

○5番（藤井・明君） 初歩的な質問で恐れ入るのですがけれども、白田浄水池から取水して稲取のほうまで持ってきているわけですよね。そのときに、先ほど休憩中に震災のときの話思い出したんですけれども、伊豆急線の脇を通っていた時期があったかと思うんですけれども、現在はどうなんですか。

○水道課長（内山 厚君） 現在も残存しております。ただし使用はしていない。（「あるけれど使ってない。定期的にポンプアップして上のタンクに上げて下に下ろす」「現況はです」「了解しました」という声あり）

○委員長（西村弘佐君） いかがですか、ほかに。

○5番（藤井・明君） それで水の質が少し変化するとか、あるいはそれによってカルキの量が多くなるとか、そういうことはプラスマイナスはないですか。例えば、導水管を伊豆急線のわきを通したときに、今現在のように動力がアップしてコンパクトにして運んでいるということのメリット、デメリットと申しますか、水がおいしいとか、カルキが少なくて済むとか、その辺はどうですか。

○水道課長（内山 厚君） 浄水場では、稲取系と熱川系の総括でもって水を浄水しているということで、それぞれに受けの配水池があるわけですが、それぞれの配水池の水位によって浄水場から流れてくるものですから、使用料が多くなれば多くなるほど浄水場の浄水能力を高めなきゃならない。使用料が落ちれば、何も蓄えることはないということになると、それに基づいて運転が1台とか2台、そういうときには薬品の注入量も変わってきます。ですからある程度一定の数値、要するに浄水場で出るときの数値というのは、余り、高低云々でやるわけではないので、その辺は使用料に応じて、注入もしておりますので。

○5番（藤井・明君） あわせて災害関連でお聞きしておきたいのですが、河津側と相互に何かあったときに水をやりとりするという状況になってますよね。それは将来的にもずっと維持されて特に負担ないとかということですか。

○水道課長（内山 厚君） 昭和53年の伊豆近海大島地震のときの後、県からの指導で河津町とも連絡管をつくりなさいということで、うちのほうはすべて供給可能という形でやっております。それで現況では河津側と境のところでバルブで止めてあ

ります。河津町の方では一部供給している場合もありますけれども、うちのほうは今、そういう災害がないものでそれはないのですけれども、協定は締結しておりますので、何かあった場合においては、うちのほうにある程度水は供給していただけるという体制は整っております。ただし、河津側のほうにつきましては、やはり上っておりますもので、河津としてはタンクを設けてポンプを設置して、増圧しないと河津側のほうには行かないということになっていまして、その設備はまだ河津側はやっておりません。

○委員長（西村弘佐君） ほかに。

○10番（山本鉄太郎君） 対抗質疑でね、水道会計の未収金というのが出たよね。

これは、対抗でやってるもので、こっちも 聞かなきゃまずいんで、約 4,000 万円ぐらいあって、町長の答弁によると、転居先不明が多いというような答弁をされた。

現状、どういうようにやっていくのか。水道料に 4,000 万円の未収金があるから。

今日大綱質疑で出たよ。要するにそれをどういうふうにして解消をしていくかということです。

○水道課長（内山 厚君） 4,000 万云々の数字というのは、大綱質疑の答弁でもしていますけれども、2月の調定を第6期分については、2月にやります。3月 31日 が納期なんです。そうしますと、東京のほうから銀行振り込みされる会社とか分譲地とかいろいろあるんですけれども、銀行の分譲扱いというのがありまして、支店から本店へ行って、本店からまたこちらのところへという、その期間が過ぎちゃうんです。1日以降になっちゃって。1日以降になると出納閉鎖してしまうので、過年度未収金になっちゃうというようなことで、それらが、 1. 数%あるんです。何百万単位で。それらが、 3,500 万と過年度では二千何百万円で、 4,000 幾らになるんですけれども、そういう数値になっているんです。そのほかの関係は、現在は大口使用者が分納していただいておりますので、そういうものもあの数字 の中に入っているんですけれども、そういう形の中で現況では倒産とか言葉は悪いけど夜逃げとかいうものは別といたしまして、それら以外は住所不定、こういうところが多くて、督促を一旦うちのパソコンの中に入っている住所、これは申請のときに出してもらっているんだけど、そのところに郵送していますけれども、差出人不明で戻ってくるというのがほとんどです。また、最初から住所を有しない、何々アパートっていうただ届けだけだということもありますのでそういう形のところが多く見受けら

れるもので、それで今後の対応というのは停水関係を十分、条例で 35 条で給水の停止とすることができるもので、これは 3 カ月滞納した場合においては正当な理由のない場合は停止することができる、これに基づきましてうちのほうでは 3 カ月といっても、今は隔月なもので、2 カ月に 1 回なもので、2 期 4 カ月で未納のようなものが発生した場合には、そういう通知を出させていただいてということで今、対応しておるんですけれども。

○10 番（山本鉄太郎君） 4,000 万といっても、要するに一般会計のほうは 5 月まで出納閉鎖あるけれども、水道課の水道料金の場合は要するに 3 月 31 日まで隔納であって、それで未収金はその半分ぐらいしかないよと、大体、そういう解釈でいいのかな。

○水道課業務係長（向井青一君） 実際には、当初の未収金が 4,000 万円ありますが、その 4,000 万についても 70%以上は回収できるというような形で予算措置も当初予算については 70%見込んでおります。その中に、残りの 30%とはということになりますと、今、課長申したとおり、転出、あと最初から住所がなく住登外言うんですか、そういう方がいても追求できないものとかあったり、倒産とか破産とか、そういう方等がいて、実際には、その 4,000 万の 70%から 80%は 20 年度中に収納ができる金額だと思っております。

（「了解しました」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。これをもって収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の全般の質疑を終結いたします。

これをもって議案第 33 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 33 号 平成 20 年度東伊豆町 水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を記したいと思えます。要望事項や希望、意見はありませんか。

○10番（山本鉄太郎君） これは、課長とか職員のあるではないけれども政治的な絡みになってくるけれども、浄水場というのは事故があったらどうしようもないから、できるだけ早期に着工するような形をとっていただきたいという、要望は書いてもらいたいです。

（「それは本当に頼みます。今後のことを考えると。その前段が水道料金の改定ということでお願いした審議会でもその答申をいただいているので、それらについては、基本的な事業計画だけでも図示していただかないと、対応するにしても余りにも予算を引き締めて、いつまでもそういうわけにはいかないでしょうから」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、ただいまの意見を報告書に附帯決議として付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

○5番（藤井・明君） もう一つ、震災の心配というのはかなりありますものですから、これについても53年の地震のときもそうでしたけれども、他市町村からたくさん給水の支援いただいた経験ありますもので、こういったことも勘案して本当に万全の体制で、また逆にこちらが支援に行けるぐらいの備えをしてほしいというふうに要望しておきます。

○委員長（西村弘佐君） 委員長報告書に附帯決議をすることに決しました。御苦労さまでございました。

（「いいのそういうの出しちゃって」という声あり）

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ閉会いたしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、10日月曜日は午前 10時より会議を開きます。

閉会 午後 3時14分

平成20年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成20年3月10日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第2日目）記録

平成20年3月10日（月）午前10時

開会

出席委員（5名）

1番	内山 慎一 君	5番	藤井・明 君
7番	西村 弘佐 君	8番	鈴木 勉 君
10番	山本 鉄太郎 君		

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（4名）

健康づくり 課長	高 羽 勇 君	健康づくり課 参事	鳥 澤 勇 君
健康づくり 課長補佐兼 国民保険係長	鈴 木 秀 人 君	健康づくり課 介護保険係長	鈴 木 利 昌 君

議会事務局

書記	村 上 則 将 君
----	--------------

開会 午前10時00分

○委員長（西村弘佐君） ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました国民健康保険特別会計、議案第 27号 平成20年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

まず、質疑の対象を歳入全般といたします。なお、質問の際、予算書のページ番号を告げ質問するようにお願いいたします。

御質問ございませんか。

○10番（山本鉄太郎君） 215 ページ、今年度の一般被保険者国民健康保険税の課税内容をお答え願います。現年度分。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 国民健康保険の現年課税分については、医療制度改革がございまして、後期高齢者医療制度ができたことにより、0歳から74歳の方に後期高齢者支援分というのが賦課されることになりました。それによって現在、国保税については所得割 7.6%、資産割 45%、均等割2万6,000円、平等割2万7,000円でしたけれども、支援分の賦課がございまして、医療分については現行の所得割の7.6%を医療分を6.1%に、支援分を1.5%に、資産割の45%を医療分36%、支援分9%にしました。均等割については、2万6,000円を医療分1万9,000円に、支援分を7,000円に、均等割2万7,000円を医療分2万円に、支援分7,000円にして賦課してございます。

限度額については、現行56万円を医療分47万円、支援分12万円としまして、限度額については3万円の値上げとなっております。

介護分につきましては、前年と税率は同じで賦課してございます。

○10番（山本鉄太郎君） そうすると、パーセンテージはある程度下がりましたよという形ではあるけれども、課税対象はどのように、全体的に今、団塊の世代という私たちのあれですけれども、どれぐらいの減税になっているかわかりますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 医療制度の改革によりまして、
国保の老人の資産割と所得割、均等割がなくなりました。後期高齢者のほうに移行
します。そのことによって、前年ベースでいきますと、1億 2,800万円ほどの減に
なっているような現状でございます。

○委員長（西村弘佐君） よろしゅうございますか。

○8番（鈴木 勉君） これは予算だから、一つの機構改革の中で後期高齢者という
ものの位置づけが変わったという形の中なんだけれども、ここに今年度の歳入とし
て計上してあるこの金額、これに対して先ほどの限度額が上がったということと、
それから高齢化してくる人たちが所得は非常に下がっているのに、課税対象となる
資産割とか所得割は下がってくるわけだろうと思うんだけど、ずうっといつも
基本的には掛けていかなければならない資産割とかというのがあるわけですね、そ
れから平等割とかという、そういうものに対する負担増というものが考えられるん
だけれども、この収納率というものは今どれぐらいの率として確定者が上がってい
るのかな。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 今、平成 19年1月末現在で現
年度分ですが、前年度に対して 0.02%の減でございます。これについては、金額に
ついては 15万円程度です。それで、 18年度実績については、現年度が 90.29%で、
今年度も 90.29%以上は当然、 91%を一応目標にしております。

○8番（鈴木 勉君） 収納率、大体もう毎年の形の中でいけば、1割は当初予算の
中からも滞納になるなど、そういう計算になっていきますという答弁だと思うんだ
けれども、その1割というものが滞納整理として、今の言葉の中に出 ってきたのが
0.02%の回収率、要するに不納欠損に、これでいくと1割のうちの約 98%ぐらいが
もう初めから取れないよという課税対象になっているような気がするんだけど、
そこら辺に対する情勢はどうなんですか、町当局側としての考え方は。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 収納対策ですけれども、窓口
の10割負担となる資格証明書とか短期保険証、口座振替の推進等も実施して、夜間
徴収の実施、それから今後、滞納整理強化月間を定めまして、今度は後期高齢者の
普通徴収とかもありますので、介護保険係と一緒に納率の向上を図ってい
きたいと思います。

さらには、滞納者ですか、それについては収納係と連携を密にして、平成 20年4

月から実施される静岡地方税滞納整理機構への移管も考えていきたいと思っております。

○8番（鈴木 勉君） もう少し突っ込んで聞きたいんだけど、今、滞納の中で、大体当初予算の中で私たちも 100%の回収というものは見込んで、一般会計でもそうなんだけれども、予算は大体もう 運営の中で 100 掛ける 90 ぐらいでよければやっている、大体 1 割はもう何にしても取れないんだという形の中で事業運営をもくろんでいるんだと。そういう理論は大体わかるんですけども、もう一つ突っ込んで聞きたいのは、いつも 1 割は取れないだろうと思う、その 1 割の人たちというのはいつも同じ人なのか。ぐるぐるぐるぐる回って、今まで滞納していなかった人が滞納し始めるのか。滞納していた人が全部完納して、その人がぐるぐる変わるのか。同じ人がいつまでたっても 1 割のその中に入って、同じ人がずうっと滞納しているのか、そこら辺の調査 というのはしたことあるんですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） それは常習者ということなものですから、ほとんどの人が同じような人だと思いますけれども、ちゃんと調べたわけではございませんけれども。

それと、医療制度が改正になりまして、 65 歳から 74 歳の年金所得者、それで後期高齢者は別の会計ですけども、国保の特別徴収が実施されることになります。そうしますと、特別徴収については 100%の収納率でございますので、それを去年の収入ベースで見て計算しますと、約 1.65%アップするという計算が出ておりますので、収納率は来年は当然それがプラスされますので、多くなると思います。

○8番（鈴木 勉君） 老人保健のほうではなくて、国保の場合だから、国保というのはもっと若い世代もいるではないですか。年代的に子育てで大変な人たちもいれば、50 過ぎた人たちの低所得者でいいのかな、そういう傾向も結構あると思うのよね。サラリーマンの方たちというのと私たちみたいな自営業者というのは違いがあるから、そういう中で今の話の中でいくと、滞納者というものが年代的な分類として、いつも同じ人が滞納していますよという言葉が出てくる のかなと思ったんだけどもね。私の聞いたかったのは、やはり 1 割というものの大体滞納金額になるだろうという算定の中で、同じ人がその 1 割にいつも入っているのかということ聞いたわけなんだけれども、そこら辺が今度やるにしても、この当初予算を組むにしても、また同じ人を対象として、数字的には違いうだろうけれども、内容的にはもう

1枚ページめくったら、ブラックリストに上っている人がそのまま1割の滞納の金額の中にいつも入っていますよというものなのかなというので聞いたんだけどね。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 先ほども言いましたように、常習滞納者ですか、その人については事務課が今、滞納整理機構とかの移管等もしていますし、うちのほうでも預金調査とかそういったものをして、やはり滞納処分をするような形でこれからはやっていかなければまずいかなとは思っています。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時22分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

8番議員さん、係長の回答でいかがでしょうか。

○8番（鈴木勉君） 答弁は結構ですけども、やはり今、皆さんのお考えの中にもあるのだけれども、みんなで100%の国保税の納入が、それなりに税負担というものの平等化ということもそうですけれども、金額的には負担が軽減されるという、そういう意味では私も取っていききたいかな。できる限り、生活的なものがあったり、いろいろなものがあるんですけども、この制度に加入したり、利用したりする以上は、やはり皆さんに100%の納入をお願いしていききたいなということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村弘佐君） 次に、どなたかございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般にいたします。

質疑ありませんか。

○10番（山本鉄太郎君） 今年度から後期高齢者というのが導入されましたけれども、これは国保の中に入ってきて、歳入でも入ってきていますけれども、これに対する趣旨普及費が前年と変わらないという形のものですよね。どういうふうにこれ促して、PRをしていくのかなと思うんですけれども、その辺をちょっと事務局のほうから御答弁を願えますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 後期高齢者支援金ですけれども、医療制度の改革によりまして4月から老人保健法が廃止になりまして、老人保健制度がなくなり、後期高齢者の医療に関する法律により後期高齢者医療制度が始まりました。今までは老人医療拠出金として支出していましたが、後期高齢者支援分となりまして、これについては支援分は国・県から2分の1の交付がされます。残りの2分の1は、0歳から74歳までの国保の被保険者の保険税として賦課して、後期高齢者医療広域連合のほうに支援する内容でございますので……。

（「どういうふうなPRしているかな」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 続いてどうぞ。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 趣旨普及費のPRの関係なんですけれども、これについては前年度でPR等、パンフレット、広報紙掲載等もしております。現年についてはそういったPRのほうは、パンフレットとかそういったものをつくって、啓蒙するようなあれはしない予定でございますので、前年度と同じような形になっております。

それから、この15日に国保中央会から新聞折り込みで全戸配布ということで、後期高齢者と国保の医療制度が変わったということで、皆さんの家庭のほうにこういった説明文が配られます。

○10番（山本鉄太郎君） 趣旨普及費は前年度と変わらないという形のもので、まあまあしようがないなと思うけれども。

あと、特定診療、これについてどういうような、これも同じように、早くこういうものは、40歳以上74歳以下ですか、60歳ですか。その辺の受診をしないことによって、私は申しわけないけれども、国保に加入してから1回もやったことないんですけども、そういうような人をどういうふうに促して受診させるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 平成20年4月から始まる特定

健診については、国保の被保険者の 40歳から 74歳の方を対象としました特定健康診
査及び特定保健指導を実施します。対象者については、1月末現在ですけれども、
4,363人で、今年度については 950人を見込んでおります。

受診率の向上対策としましては、健診で待つ住民が多いということで、受診しな
い理由の一つではないかなと思います。それで、今年度については、予約制にして
実施していきたいと思っております。また、土曜日等の休日を入れた実施をして、
受診率の向上を図っていきたく思っております。

○8番（鈴木 勉君） 特定健診の委託料の金額の内容ということではなくして、国
の健康診断の受診率というもののアップ、それが指導されてくるのか。この年度で
なくて、あれは来年度あたりからですか。受診率の ——これはあれでしょう、健康
診断の委託料というのは、要するに集団健診のことでしょう。これもこの間の話で、
集団健診率のアップを国から指導されて、この線を基準にクリアしないと補助金が
少なくなるという話はなかったですか。

（「ありま すね」の声あり）

○8番（鈴木 勉君） ありましたよね。そのことについて、これは何年度からその
制度が始まるのかということと、その制度に対して今度のこの支出の中にどのぐらい
のものを想定して、アップ率のために今年度予算に計上したのか。ゼロならゼロで
も結構なだけけれども、そこのところをお聞きしたいんですが、いかがですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） これは平成 20年4月から始ま
る特定健診でございまして、一応 20年度については目標は 20%以上ということで、
約950名ほど受診する見込みであります。それで、これについては、国が5年後に
は特定健診を 45%を目標に下さいということでございますので、うちのほうとし
ましては、一応 20%以上、5年後には 45%以上にするんですけれども、特定健康診
査の実施計画書を策定しまして実施するような内容でございます。

それから、5年後に 45%以下ですと、後期高齢者の支援分の加算・減算のペナル
ティーがあるよということでございますので、これについてはまだそういったペナ
ルティーを決めるような審査委員会みたいなのは決定していないんですけれども、
一応 45%を目標に実施下さいよ という内容でございます。

○8番（鈴木 勉君） 今の説明はわかったんですけれども、5年後というと平成 24
年になるのかな、達成年月日は。平成 20年から始まると平成 24年でしょう。そうす

ると、平成 24年までの間に一足飛びにこの数字というものはクリアできないと私も思っているわけです。ですから、20年度は今言ったみたいに 20%、大体段階的にいくんだけれども、その手順として、それぞれの年度に当初予算としてそのアップ率としての予算の盛り込みは今回なされてあるのかなということを聞いたんですけれども。

○健康づくり課長補佐兼 国民保険係長（鈴木秀人君） 20年度につきましては、950人の1人1,000円、70歳以上74歳まで500円ですけれども、その予算は当然盛り込んでございます。あと、健診についての医療機関への委託ですね。今年度、集団で実施しますので、医師会等の契約により、一応1人当たり6,300円がかかるんです。65歳以上は、ちょっと介護の生活機能関係のものがありますので約半額になりますけれども、その予算は20年度予算としてとってございます。

○8番（鈴木 勉君） ふえたときの金額ベースは今説明されたとおりで、平成19年度より20年度のほうが人数にしたら何百人かふえる形のアップ率は盛り込んでありますという話でしたのですけれども、もう一つ突っ込んで聞きたいのは、そのアップをするためのPR、町民にどういうふうにしめて、1人でも多くの人たちを受診させていくのかというステップ段階ね。私の聞きたいのは、そっちのほうも聞きたいわけです。目標達成まで5年間しかない、平成24年には国から45%ですか、それを達成しないと補助率が下がりますよというお話を聞いているような気がするもので、健康診断を受けることによって受診者に対する補助金がアップするよというものは、金額的には非常にふえてくるというのはわかるんですけれども、クリアするためのPRにはどのように予算計上しているのかなというのを聞いてみたいなと思っていますけれども。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 徐々に受診率を上げたいということで計画はしております。それで、今年度の20年度については、予約制をとって、まずそれで様子を見て、上がれば、その分を大幅にふやしてということになりますので。ことしから始まったことなので、いろいろな方法をこれから試していきたいと思っています。

○1番（内山慎一君） 今のは、この間の国保の委員会の中でも話があったけれども、ことしは20%で5年後に45%、そういうことについては課がやるということだね。話は、お医者さんの先生方がおっしゃると思うんだけれども、実際に今言ったよう

に、かなりの人のそういうことが達成できない可能性というものがあるから、補助率はみんな変わってくるようなことがあるかもしれません。だから、むしろこの場合は、計画的にやって、そこに近づけるようなもの、今、8番委員が言っていたようなところで考えていくことがやはり大事な。それには、何とというか、ことしでお医者さんといっても、実際には医者が受け入れられるかなとも言っているわけですね。

そういうことから考えると、隣組の組織だとか、そういうものを使って、健診の率を多くするとか、そういうことを考えるのも大事だと思うけれども、いずれにしても、達成できるような形のをまず役場の内部の中であつてもらってやっていくほうが賢明だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

少しありますので、係長より説明させていただきます。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 特定健診の5年後の目標については45%と言いましたが、特定健診については65%、その後の保健指導については、悪かった方の45%が5年後の国の目標でございます。

○1番（内山慎一君） 今、訂正があったんだけど、私もこの間聞いたときも、まず不可能な数字だと思っていたもので、先ほどから言うように、20%が例えば30%、40%になるということの中でしか考えられないと思うし、65%以上の数字は、それは国が勝手に机上でやってくるようなことだと思うので、やはりそこに到達しないにしても、数字は高いほうがいい。計画と予算の策定というものが大事だと思うし、広報も、きのうも高齢者の方々も考慮したけれども、絶えず今の健診についても確実にやりたいとかそういうものがあると。もう一つは、自分なんか今までやっていたけど、今度やらないと思いたいけれども、やはり官舎におられると行かざるを得ないから、そういう形のを考えると、さっき言った隣組の組織やそ

ういうものを駆使して、少しでも上げようと思うけれども、これから予算組みを考
えてもらえればと思っています。

(「ちょっと休憩して」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

○委員長(西村弘佐君) 休憩を閉じ、再開いたします。

1番委員の質問に対し、お答え願います。

○健康づくり課介護保険係長(鈴木利昌君) 先ほど、課の中で打ち合わせをした中
で、健診日数の増加と1日の受診人数を減らすということで完全予約制ということ
も行いまして、来年そういう形で対処したいと思っております。

○委員長(西村弘佐君) よろしゅう ございますか。

それから、委員長としてちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。

236ページの9款基金積立金のうち、これは基本として残してあるんだと思いま
すが、今現在、幾らぐらいありますでしょうか、計上していない。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長(鈴木秀人君) 基金につきましては、19年度
で3,600万円あったんですけれども、19年度財源不足と、あと18年度の要求等の精
算分に使いまして、現在90万円程度しかございません。

○委員長(西村弘佐君) はい、了解しました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27号 平成 20年度東伊豆町 国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望、意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を付したいと思えます。

要望事項や希望、意見はありませんか。

○5番(藤井・明君) 国民皆保険という形でずっと守られてきた制度だと思うので、またこの町でも急激に悪化するなどのないように、財政内容も悪化することのないように、重々収納率あるいは加入率ですね、そういったものを高めるようにと。また、他市町村と比べて極端に高いというようなことのないような運営をぜひお願いして、要望しておきたいと思っています。

○委員長(西村弘佐君) ただいまの意見を報告書に附帯決議として付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書に附帯決議を付することに決しました。

では、続いて老人医療特別会計のほうに入ります。

本委員会に付託されました議案第 28号 平成 20年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○10番(山本鉄太郎君) これ何年ですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長(鈴木秀人君) 老人医療会計につきましては、この4月に後期高齢者医療制度ができて、老人会計の予算ベースについては3月診療分から2月診療分で、今月1カ月診療分の予算となっております。それで、20年度は当然1カ月分を21年度で精算しますので、21年度までは老人会計は存続し

ますけれども、その後はまだ決定されていませんので、22年度以降はどうかは
ちょっと今のところはわかりません。ただ、遡及分等についてが ございますので、
その辺はまだわからない状況です。

○10番（山本鉄太郎君） たしかこれ、遡及の関係と過誤納の関係があると思いま
すから、時効の関係が絡んでくると思うんですよ。そうしたら、その年度内はこれ
は当然単独会計として置かなければならないと思いますので、その辺までは置かざ
るを得ないのかなというような、科目存置的な関係で置かなければならないのかな
と思うんですけども、そういうような今まで経緯はありましたか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 今まではございません。これ
は、75歳以上の後期高齢者 医療制度ができたことによつてのものであります。

○10番（山本鉄太郎君） 了解、了解。それがあつたら置かなければならない。

○委員長（西村弘佐君） ほかにございませんか。

○5番（藤井・明君） 徴収は町ですということでもいいんですよね。後期高齢者医
療のほうで……

（「今、老人」の声あり）

○5番（藤井・明君） 広域連合のほうに納付するという形ですか、徴収したのを。

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時54分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたし ます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 28号 平成 20年度東伊豆町 老人保健医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐 君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望、意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を付したいと思えます。

要望事項や希望、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） なしと認めます。

では、続いて後期高齢者医療特別会計に入ります。

本委員会に付託されました議案第 29号 平成 20年度東伊豆町 後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○8番（鈴木 勉君） これ、歳入歳出全般でいいんですか。

○委員長（西村弘佐君） 全般でよろしゅうございます。

○8番（鈴木 勉君） 後期高齢者というこの会計は新しく制度化されてきたわけですが、この対象者になるべき人たちの財源というのか、個人の負担が、今まで保険として徴収されなかった人たちが対象になってくるわけですが、その徴収の方法はどのようになっていますか、お伺いします。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 徴収の方法 については、基本的に年金からの特別徴収となります。年金が年額 18万円以上、また後期高齢者保険料と介護保険料を合わせて、年金から引く額の2分の1以上になった場合には普通徴収ということでございます。それ以下であれば特別徴収で引き落としでございます。

○10番（山本鉄太郎君） 18万円は最低、今、年金の昔のあれで確認であれですけども、老齢福祉年金は最低月6万円だと思ったんです。だから、二月で 12万円ぐらいで、それから今度要するに水道料、電気料だとか引かれると、ほとんど……

（発言する人あり）

○10番（山本鉄太郎君） だから、さっき課長補佐が言ったように、 18万円以上と言うけれども、最低の人間といってもやはり年間 18万円でしょう。そうすると、月そういう人、老齢福祉年金をもらっている最低の人間でも対象になってしまうわけですよ。そうすると、電気料だ水道料だ電話料だとか、要するにかかわるものを引かれると生活費というものはなくなるし、この 18万円をどこから国が打ち出したかという形を私は思うんだけど、 12月31日に官報に出てくる生活保護費の最低基準というのは大体もっと多いと思うんですよ。その辺の整合性というのはとらえていますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 整合性ではないですけども、これにちょっと年金所得者の 153万円以下の人の1年間の特別徴収の引き落としについては、保険料が軽減されますので、年間1万 800円納めることになります。そうすると、年6回の特別徴収なものですから、1回に落とすお金が 1,800円です。ですもので、金額的にはすごい少ない金額ということでございます。

○10番（山本鉄太郎君） 大体私わかったけれども、軽減世帯という形のような、そういうような対象だと思うんだけど、要するに所得がそれだけに及ばない人は、180万円未満の方は 2,000円払うところを 1,000円にしますよとかという、そういう制度だと思うんだけど、生活保護世帯のほうが多いと私は思うんですよ。そうすると、生活保護者というのは援助費があるから、その辺出るからそういうものはすべて賄えると思うんです。そうすると、すごい高齢もってこのギャップがあるのではないかなと私は思うんだけど、その辺は担当としてはどういうふうに思っていますか。だって、すごいじゃん、最低の生活保護を受けられないで、年金で生活している。それで引かれる、軽減があってもそれだけは引かれる。でも、生活保護というのは、要するに国から手厚い保護を受けるという形のもの、たしか何だかんだで月 10何万円というようなものをもらうのではないかな。

（「生活費は6万幾らって言ったじゃない、あと家賃だとかそういうもの全部来るから、あなたが言っているように、総合

すればそうなるけれども、手取りの生活費としたら6万幾らになるでしょう」「休憩してください」の声あり)

○委員長（西村弘佐君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○委員長（西村弘 佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど10番委員から質問のありました点について、係長お答え願います。

はい、どうぞ。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 生活保護と低所得者とのギャップについては国の関係ですので、ちょっとわかりません。

○委員長（西村弘佐君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藤井・明君） 広域連合は全県になりますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） これは、県単位でございます。各市町で運営する会計でございます。

それで、県それぞれ保険料が違います。ちなみに、全国の所得割と均等割の高いところ、低いところを申しますと、所得割で一番高い県が北海道で9.6%です。2位が福岡県で9.24%、3位が香川県で8.9%です。低い県の所得割でいきますと、1位が長野県で6.53%、2位が東京で6.56%、3位が岩手で6.62%でございます。低い県でいきますと、静岡県が5位で6.84%ということでございます。均等割につきましては、一番高い県で福岡県が5万935円、2位が高知県で4万8,569円、3位が沖縄県で4万8,440円。低い県で申しますと、1位が新潟で3万5,300円、2位が長野県で3万5,787円、3位が岩手県で3万5,800円、4位が静岡県で3万6,000円ということでございます。

全国平均でいきますと、所得割が7.76%となっておりまして、静岡県は平均より0.92%低くなっております。均等割については、全国平均でいきますと4万1,687円で、静岡県は平均より5,687円低くなっているのが現状です。

○委員長（西村弘佐君） ほかにございませんか。

○10番（山本鉄太郎君） これ20年度から後期高齢者というのがもう導入されて、いや応なしで老人から移行するよという形、日本の政策でもうこれはしようがないと思うんですけども、滞納が出たらどういうふうにしろというような国からの指令が出ていますか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） これは国からの指令ではなくて、各県の広域連合でやるもので、厳しい資格・保険証とか、滞納処分等も考えるのではないかなと思います。その辺はちょっと、資格証明書とかは当然出すようなことになります。

○10番（山本鉄太郎君） 今、病院でももう何億円も未徴収があるというような時代に、こういうものを国のほうは縛りをどんどんどんどん入れてきてしまって、払えないものは払えないと思うんですよ。だから、その辺、市町の末端のこれに携わる君らがすごい苦痛になるのではないかなと思うんだけど、私はかわいそうだと思う。異動願いいる。

（「そういうふうになっちゃあかんがね」の声あり）

○10番（山本鉄太郎君） これ、どういうふうに思っていますか、君らは本当にこういう制度を。ちょっと3人いるから、1人ずつ答えてくれと思ったけれども、私だったら断固反対するがよ、こんなの。思わないですか。これに携わる人、かわいそうだけ。

（「ノーコメントだよな、そんなこと言っても」の声あり）

○10番（山本鉄太郎君） 参考で構わないから。

○委員長（西村弘佐君） 難しいあれですが、参考としていただくことですかね。

○10番（山本鉄太郎君） 答弁はいい。答えられないかな。

○8番（鈴木 勉君） 当初予算で、新しい制度ですから、これからいろいろな諸問題が出てくると思うんですけども、滞納者に対して厳しい徴収制度も組まれるのではないのかなという反面、この制度的に各自治体、東伊豆町としてこの制度の収入金と支出金との差がついていく、要するに滞納者がふえて、医者代が余分にかかるとなるとそこに赤字というものが出てくるわけですよ。その赤字に対する補てんは県がするのか、町がするのか、どちらがするんですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） これは各市町が出て、県の広域連合でございます。町については、特別徴収、普通徴収のお金をそのまま広域連

合のほうに納付するものでございます。

○8番（鈴木 勉君） だから、赤字はどっちが負担するんですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 広域連合ですよ。

○8番（鈴木 勉君） だから、東伊豆町 の……

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） うちで集めた金額を広域連合に。

○8番（鈴木 勉君） だから、わかりますよ。だから、課長さ、私が聞きたいのは、東伊豆町が集めた金が 10億円だとするわけだ。そうすると、いろいろと医者にかかったものが 10億円以下だったら黒字なんだけれども、滞納があったり、医者のかかりぐあいとか、病気によっては高額医療になったりする。そういうものが出てきたときに、もし 10億円でそちらの支出が 11億円あったら1億円がオーバーするわけだから、そういうときの赤字は県が負担するんですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） 広域連合です。

○8番（鈴木 勉君） がするわけね。はい、わかりました。一般会計からの繰り出しがないという形だけを確認してよろしいですね。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） ええ、一般会計とは関係ございません。

○委員長（西村弘佐君） では、よろしゅうございますか。

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 29号 平成 20年度東伊豆町 後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決

することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望、意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を付したいと思
います。

要望事項や希望、 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) なしと認めます。

(「ちょっと5分ほど休憩とってください」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) では、この時計で 25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○委員長(西村弘佐君) 休憩を閉じ、再開いたします。

これから介護のほうです。

本委員会に付託されました議案第 30号 平成20年度東伊豆町 介護保険特別会計予
算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部と いたします。

質疑ありませんか。

○8番(鈴木 勉君) 予算書ですけれども、国民健康保険に賦課して徴収する方法
と普通徴収という方法と2つあると思うんだけれども、国民健康保険に賦課して徴
収する形になってくると、先ほどからの質問にあるように、国民健康保険を滞納し
ている人たちはこの介護保険のほうも滞納してくるのではないかなと思いますけれ
ども、その点と。それから、普通徴収においても滞納があるのかどうか、この点に
ついて聞きたいなと思います。

○健康づくり課参事(鳥澤 勇君) 保険者のほうから出る、40歳から64歳までの方
については、社会保険診療報酬基金のほうからお金が介護保険に入るようになって
います。そこへ各保険者から金額は減増になっていますけれども、それは未納とか

そういうのではなくて、決められた金額が上がってきますので、未納者の分があるかどうかということについてはそこには入ってきておりません。

それから、65歳以上の普通徴収の被保険者の場合は、滞納のほうは予算書にあるとおりあります。年金が年額18万円以下の人を対象にして普通徴収になりますので、なかなか滞納整理は不可能なものがあります。

以上です。

○8番（鈴木 勉君） 再質問で申しわけないんですけども、普通徴収という形の中でいくと、65歳以上の方たちが対象になるよということでしたよね。その人たちの中でも、今の制度でいくと役場のほうに納入に来るという方法ともう一つ別な方法があるんですか。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 徴収のほうは個別の臨宅徴収というものがあリまして……、ちょっとお待ちください。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 普通徴収につきましては、納付書をすべてお送りしてあります。個人的に納付に来ていただく方法と口座引き落としの方法がとれる形になっております。

○8番（鈴木 勉君） 今、口座から引き落としができますよと言いましたか。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） はい。

○8番（鈴木 勉君） そういうふうに言いましたか。それは、手続は役場へ来てとればいいんですか。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 役場でもできますし、各金融機関でもできます。

○8番（鈴木 勉君） はい、わかりました。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 先ほどの40歳から64歳の方の関係なんですけれども、一応各40歳から64歳までの方の個人の加入している保険に上乘せして納める形になっています。介護の会計的には、それは診療報酬支払基金というところから交付金という形で給付費の31%という形で来るものですから、それにつきましては先ほど参事が回答したとおり、未納ということはありません。65歳以上で普通徴収と特別徴収ということで、65歳になった年は普通徴収で、翌年からほとんどの方は特別徴収に移行していくという形になります。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） つけ加えて、国保の介護2号

被保険者の 40 歳から 64 歳というのは、国保で賦課して介護納付金、基金のほうに納めるための納付金を賦課しております。その分を介護のほうに納付することだと思います。

○8 番（鈴木 勉君） これは違って来るかもわからないんですけども、今言ったから 64 歳までの人たちに滞納があっても、介護保険のほうに振り込まれてくる金額は定められたものが来るという、そういう理解していいんですか。

○健康づくり課長補佐兼国民保険係長（鈴木秀人君） そういうことです。国保のほうは滞納があるわけです。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） つけ加えなんですけれども、そのかわり 40 歳以上 64 歳までの方は、16 疾病という特定疾病になった方は介護の申請ができるんですけども、申請の段階で国保の未納があるか、ないかは一応確認させていただきますので、未納がある方については分納なり何なりを、少しずつでもお願いする形をとらせてもらっています。

○10 番（山本鉄太郎君） 介護の普通徴収の滞納の経緯が不明ですね。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 徴収率は昨年決算で 83% なのわけですので、実際にほとんど普通徴収の方の場合は、無年金の方とその年に 65 歳に到達した方ということになりますので、毎月夜間徴収を 2 日ほど実施しているんですけども、そういう 65 歳に到達して未納のある方については、制度の説明をして理解をさせていただくという形を今とっていますので、ただ、年金のない方については、何度行ってもやはりなかなかいただけないという形になります。

○8 番（鈴木 勉君） 年金がもらえないではなくて、年金を掛けられなかったという人たちが、これからの人たち 65 歳に達する人たちに、私多くなるのではないのかなという懸念があるわけですね。年金制度が始まったときに、ちょうど僕たちは二十歳ごろですから、満額を納めたという、年齢的には一番の当確者だと思うわけですね。それまでの方たちは二十歳過ぎていたと思うんですけども、問題はその当時に二十歳にならなかった人たち、そういう人たちは年金制度が始まったときに二十歳に達していなかった人たちがこれからみんな 64 歳に達してくるわけですけども、60 歳までの掛金ですから、5 年間の据え置きになってくる。そして、これからは 65 歳になってこないと支給されない、早期の受給はなくなってくるという気持ちがあるんですけども、そういう中で、時代の流れの中でだんだんと国民年金

を掛けなかった人がふえてくるような気持ち がするわけですね。

ですから、普通徴収でいくと、今のお話があったみたいに、無給年金者というのがふえてくるという要因は非常に懸念されるわけだけれども、それに対する対策というものはあるんですかね。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 法律にのっとった形での滞納整理という形しかないので、あと、徴収に小まめに行くというようなところでやっておりますけれども。

○8番（鈴木 勉君） 今のこの制度の介護保険会計の中の制度として、私たちもこれからは滞納者がふえるのではないかなというようなちょっと制度になっているようなお それがあるもので、できれば国あたりにこの点を非常に留意してくれるように、私は各自治体のほうから意見集約をして国に意見具申というのかな、要望するというのかな、制度改正というものができ得るかどうかというものを検討していく必要があるのではないかなと思いますけれども、行政側としたらいかがですかね。

○健康づくり課長（高羽 勇君） この辺は非常に難しい問題だと思います。今回の特定健康診査をですね、担当課長はどこの文書でも町に加算・減算がペナルティーであるのではなくて、基本健康診査を受診しない被保険者にペナルティーを するよ うにしたらどうだろう。というのは今、窓口負担が3割負担ですけれども、窓口負担を1割から2割負担、加算しようという動きもありますし、それは国の省庁からも法的にそういう町部隊も結束していくということでのことがありまして、要望としてはそれはいいと思うんですけれども、なかなかその辺を覆すのは非常に難しいのかなというような担当課としては考えております。

以上です。

○10番（山本鉄太郎君） だめですよ、課長、そういう個人的なペナルティーなん という。8番議員が言ったのは、国の制度をもうちょっと見直しする、検証 的なあれを国のほうでやったほうがいいのではないかなというような、私はそういうようなニュアンスにとりましたけれども、もう介護だとか後期高齢とか国保なんて、すべてもうこれは、国の法律を根本から覆さないと、国がすべて見るような格好になってこないと、もう高齢化社会ではもたない自治体が、私はそう思いますので、8番議員の言った、要するにそういう根本的に政治的なあれを変えなければまずいという形のを8番は言っていると思うんですよ。私もそれには同調しますから、

それを課長さんが個人的にしない人にペナルティーなんて、それはま
ずいですよ。
健康な人いますから、やらなくても。

○健康づくり課長（高羽 勇君） おっしゃることはごもっともで、制度的に見直し
をしなければ、国のほうで考えていかなければ国民健康保険ではもたないことは思
っています。それで、当面の対抗姿勢のことをお伺いしたんですけれども、高知県
では国民健康保険を広域化、県が広域の研究をしておりますし、そういう制度をし
ないと、もう行政としても本当に制度的に疲弊をしているのではないかと感じて
おります。私ども一担当職員は力が弱いですが、また政治的な立場をその辺
は出すように提言い いただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（西村弘佐君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、質疑なしと認めます。

これをもって歳入全部の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全部といたします。

よろしいですか。質疑ありませんか、歳出。

○1番（内山慎一君） 277 ページの2 款の保険給付の1 項の介護サービス等諸費用、
それから 281 ページに同じような科目で金額が違ふのがありますが、これはどうい
うことだか説明してくれますか。

○健康づくり課 介護保険係長（鈴木利昌君） 277 ページの介護サービス等諸費とい
うのは、介護度でこれ区別がされていまして、こちらの場合は要介護1 から要介護
5 までの方の保険給付の予算になります。 281 ページの介護予防サービス等諸費の
ほうの介護予防サービス給付費というのは、要支援1、要支援2 というこゝで、軽
度の方の給付の費用になります。

○1番（内山慎一君） はい、了解。

○委員長（西村弘佐君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 30 号に対する質疑を 終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 30 号 平成 20 年度東伊豆町 介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめ として要望事項や希望、意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議を付したいと思います。

要望事項や希望、意見はありませんか。

○1 番(内山慎一君) 先ほど 8 番議員が言ったことを採用します。

○委員長(西村弘佐君) 国の制度……

○1 番(内山慎一君) 国の制度をちゃんと。

○10 番(山本鉄太郎君) だから、今、1 番議員が言っているように、要するに国保、介護、後期高齢、これの特別会計の見直しを国のほうでもう一度してくれというのを 1 番は言っていると思うんですけども、私はそれに賛成です。

○5 番(藤井・明君) これでボランティア制度なんかをもっと活用するような方向でお願いしたいというふうに思っているんですが、ボランティア活動をやりたいというふうに思っている方もいるんですけども、なかなか社協とか町のあれとちょっとかみ合わないというような形でいる要望がちょっとありまして、例えば車で行っても 1 台余ってしまったとか、そういうような現実的になかなかちょっとかみ合っていないようなところもあるので、その細かい対応をひとつ検討しておいてほしいなというふうに思いますので、ボランティア活動をもう少し活発にということで

(「藤井さん、何に対するボランティアだ」の声あり)

○5 番(藤井・明君) 介護に対するボランティアです。

○委員長（西村弘佐君） 介護に対するね。

ただいまの意見を報告書に附帯決議として付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書に附帯決議を付することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、委員長報告書には来るというところがあるんですが、いつがよろしゅうございますか。

14日の金曜日午後1時半でいいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、委員長報告書につきましては、来る3月 14日午後1時半より検討したいと思いますので、御出席願います。

（「はい」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、以上をもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午前11時45分

平成20年

特別会計予算審査特別委員会記録

平成20年3月14日

東伊豆町議会

特別会計予算審査特別委員会（第3日目）記録

平成20年3月14日（金）午後 1時28分

開会

出席委員（5名）

1番	内山 慎一 君	5番	藤井・明 君
7番	西村 弘佐 君	8番	鈴木 勉 君
10番	山本 鉄太郎 君		

欠席委員（なし）

議会事務局

書記

村上 則 将
君

開会 午後 1時28分

○委員長（西村弘佐君） では、報告書の検討をただいまよりさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計予算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は予算審査に伴う委員長報告書の検討についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時13分

○委員長（西村弘佐君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告書について、訂正及び追加等が ございますか。

（「あります」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、そのことにつきまして委員長よりただいまの皆さんのご意見をいま一度 繰り返 させていただきます。

事務局、朗読願います。

○議会事務局書記（村上則将君） それでは、附帯決議のほうですけれども、介護保険のほうに つけて ありました 附帯決議のほうを国民健康保険の特別会計のほうに 附帯決議として 書かせて いただくという点が1点と 、あとは字句の訂正が6ページの後期高齢者の関係で1 カ所、それから9ページのほうで稲取財産区の特別会計ですけれども 、漁協の合併問 題を 踏まえ という点を 1点追加させていただくという点で 、以上 その部分を、報告書のほうを修正させていただきたいと思います。

○委員長（西村弘佐君） ただいま事務局のほうから朗読していただきました件につきまして、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西村弘佐君） では、なしと認めます。

これをもって、特別会計予算審査特別委員会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西村弘佐君) 御異議なしと認めます。よって、特別会計予算審査特別委員会を閉会することに決しました。

これもちまして、特別会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時14分